

浜松地域鳥獣被害対策協議会 公告

浜松地域鳥獣被害対策協議会の物品購入について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月1日

浜松地域鳥獣被害対策協議会 会長 木下 穰

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和6年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業 防護柵資材整備事業
- (2) 件名 防護柵（ワイヤーメッシュ柵）資材の購入について
- (3) 数量 別紙のとおり
- (4) 納入期限 令和6年9月27日
- (5) 納入場所 浜松市浜名区三ヶ日町の指定する場所

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26年4月1日以降に日本国内において、延長10km以上の防護柵（ワイヤーメッシュ柵）資材の納品実績を有していること。ただし、納入期日を遅延したものについてはこれを認めない。
- (3) 調達する物品について、浜松市入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和6年度の競争入札参加資格の認定を受けている者又は以下①～②を満たしている者であること。
 - ①日本国内の地方自治体（県、市町村）において、競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - ②静岡県内又は静岡県の隣接県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 競争入札参加資格の認定を受けている地方自治体において、入札参加停止期間中ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（厚生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、別紙に定める競争参加資格確認申請書類一式（以

下「確認申請書」という。)及び門扉仕様の承認申請書を、令和6年7月10日までに、下記(ア)～(ウ)いずれかの方法により浜松市役所農業振興課に提出し、参加資格の確認及び門扉仕様の承認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果及び門扉仕様の承認又は否認は令和6年7月11日にEメール又はFAXにより、文書で通知する。

(ア) EメールにPDF形式で添付して提出

(イ) 持参

(ウ) 郵送(「一般書留」「簡易書留」「特定記録」いずれかの方法による)

- (2) 参加資格がないと認められた者は、浜松地域鳥獣被害対策協議会に対し、文書を持参することにより、その理由について説明を求められることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内(土日祝日を含む場合それを除す)にEメール又はFAXにより文書で行う。
- (3) 参加資格があると認められた者のうち、門扉仕様の否認を受けた者については、令和6年7月12日まで承認申請書を再提出することができる。この場合の承認又は否認については、令和6年7月12日にEメール又はFAXにより、文書で通知する。
- (4) 提出期限までに確認申請書を提出しない者、参加資格がないと認められた者及び門扉仕様の承認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

4 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書等は、浜松市役所農業振興課カウンター及び浜松市公式ウェブサイト上において令和6年7月16日まで閲覧及び提供する。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、文書により持参、郵送又はEメールで令和6年7月9日までに提出すること。
- (3) (2)に対する回答は、入札執行日の3日前までに入札参加資格を有すると認められた者にEメール又はFAXにより通知し、浜松市役所農業振興課において閲覧に供する。

5 説明会の日時及び場所

説明会は行わない。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月16日(火)13時30分
- (2) 場所 浜松市役所 3階 35・36会議室(浜松市中央区元城町103-2)

7 入札方法

- (1) 入札執行時に、当該入札の参加資格があると確認した旨の通知書を提示すること。
- (2) 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

8 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められたもの及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等の一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適性さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人間関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社再生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

10 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76条）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

11 契約に関する事務の担当と名称

浜松市役所産業部農業振興課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所6階

電話 053-457-2332 FAX 050-3737-9278

Eメール noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp